

日頃から税金の使い方や足元においては、本会の会費等の、いわゆる公金の使途内訳については強い関心を持ち続けて来ました。正しい社会通念を醸成する観点から考察します。

1. 世の任意団体に潜む公金流用の危険性

まずは、行政府（国、地方自治体、それらの関連団体・組織）や企業・会社以外の任意団体の許せない公金横領等の不祥事について取り上げます。図－1は日本最大級の法律相談ポータルサイト「弁護士ドットコム（弁護士ドットコム株式会社）」の記事からです、任意団体の不正経理に係る犯罪行為の問題が多数提起されています。社会通念上当然のことですが、一つ一つの金の使い方を内部規約に書いていないからと言って、会費（公金）を会の運営以外のことに使う、いわゆる目的外使用は横領罪適用ということです。これは、何も町内会（自治会）に限ったことではありません。趣味の会にしても、何とかサークルにしても同然です。要するに、2人以上の複数の金のプール金は「公金」です。



弁護士ドットコム 犯罪・刑事事件

弁護士ドットコム > 犯罪・刑事事件 > 横領 > みんなの法律相談「任意団体 横領」

「任意団体 横領」の法律相談

「任意団体 横領」では、「そこで教えていただきたいのは、自治会、町内会という任意の団体組織のいわば公金を私物化していることを認めさせるには調停申し立てでなく『公金横領』を提訴の方が適切なのかどうかです。」「その補助金の使い道は一年ぐらい前にその任意団体の職員が会員費や都道府県の補助金を横領してしまい都道府県やその地域の各業者などに支払わなければならない費用をほとんど支払っておらずその支払いに都道府県の補助金がすべて使用されております。」「ある任意の団体(法人ではない)で、会計をしていた者が、いつからかわからないが、お金を横領していました。」といった問題に遭われてしまった場合の相談が見られます。また、「今回、横領された側の任意団体の会長が穏便に済ませたいと言っているということは警察に通報したとしても捜査等はしてくれないのでしょうか？」等々の疑問も投げかけられています。横領分野に「任意団体 横領」に関連する相談が多く寄せられています。

図－1

行政組織や企業の公金横領に係る不祥事は、担当者や関係者は仕事・業務として従事している中で、の事で刑事犯罪です。任意団体にあっても、組織の中では役割分担（担当者）を配置するが、その担当業務を生業としている訳ではありません。いわゆる私的任意団体（有志の仲良しクラブ）であるが故に金の管理については甘い、監視が緩いという実情にあります。

2. 身近な人間の悪事

さて、図－2です、社会的地位が格別高いということではない、普通の商店・会社の現場の、末端の従業員がこのとおりです、それぞれの隣近所の人がこのとおりの可能性大なのです。おそらく殆んどの関連従業員はこれをやっている可能性大です。人間なんてそんなものです。このように、他人の金や公金に触れると、つい俺の金にしたいとして悪魔を引き寄せるのです。これらの従業員は、表向きは、顧客のみならず他人に向かって道德観・倫理観で飾った美辞麗句を以てとても立派なことを言っているのですが、その実は裏では悪事三昧なのです。

当該上桜田町内会地域内において、令和2年までの過去11年間に知り得た犯罪人（逮捕された前科者）の報道が3件（3人）ありました。

以上のそれらは、表層的な性善説が通じない何よりの証拠です。世の不祥事で、管理者が述べる責任回避の冴えたるいい訳は、“そんなことをする悪いやつとは思えなかった”という性善説を唱えることです、だったら、貴方は最初から管理者の地位に就くべきでなかったのです。

大それた凶悪犯罪ではないが、大衆に蔓延する悪事行為は、社会のモラル・ハザード（moral hazard）——倫理の欠如。倫理観や道德的節度がなくなり、社会的な責任を果たさないこと（「バレなければよい」という考えが浸透するなど）——を来たしております。この理由は、様々な理由はあろうが、唐突なことを言うと、ただ一つははっきり言えるのは、我が国の最高権力者たる安倍晋三首相のあのような言動にあります。一々の行為を上げるまでもなく健全な国民はとっくに察知しています。（政党の好き嫌いとはまったく関係ありません。）

3. 問題意識の核心は法治の原則

人は、勘違いや間違いを犯します。同じ言葉や文字に対して、何事に付けてその人なりの数多の解釈があります、個人的な好き嫌いや損得勘定の私情を入れて勝手に解釈します。それが入り乱れては、公的資金と表裏一体を成す組織の事業活動は公正を欠く恐れが出て来ます。よって、我が国は法治国家です、組織の規模に関係なく、組織は法治主義を根底に正常な事業活動を展開出来るのです。踏まえて、客観的かつ実践的な考え方を以下により学んで見ます。

a. 会計検査院の検査対象

国の独立した行政機関である会計検査院の業務に関心を持って来ました。図(表)－3は同院ホームページからの抜粋です、特に右下の四角で囲んだ項目が注目点です。国税から補助金（助成金）を支



図－2

給した先を、使途の適正是非の観点から検証・検査出来るとしています。

会計検査院が必ず検査しなければならないもの（必要的検査対象）	国の毎月の収入支出 ・・・
会計検査院が必要と認めたときに検査することができるもの（選択的検査対象）	国が直接又は <u>間接に補助金などを交付し又は貸付金などの財政援助を与えているものの会計</u> ・・・
図(表)－3	

同法によって立つ根拠は、憲法第90条「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。」であります。同図の中で「・・・間接に・・・」の処が肝です。再委託先、二次・三次の請負先までのまさに公金の流れの末端まで監査・検査出来るのです。何と素晴らしい法律ではないですか。いわばマネーロンダリングによる不正を許さないという考え方の一面です。その他、会社などにおいては、会社法等を踏まえ定款などに監査を明文化していますが、基本的な考え方は、会計検査院法の精神を踏襲しています。

b. 山形市の包括外部監査

図－4の記事を踏まえて、山形市の行政経営課長に電話で確認しました。包括監査は平成31年4月（監査は依然からあり）に中核市へ移行したことにより導入された「山形市外部監査契約に基づく監査に関する条例」に基づき、監査の対象となる範囲は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などです。包括監査ですから税金の流れの先の全ての機関・団体・組織を対象にすることです。

同記事には「市からの補助金・委託料の支出の多さ・・・」という文言が見えます。この市条例の上位法的根拠は、地方自治法第252条の36～38

（第二節 包括外部監査契約に基づく

監査）であり、さらに、会計検査法、憲法第90条へと繋がって行きます。



図－4

さて、本会に係る（助成金支給団体を含む）種々の行事の後に懇親会を開くことが多々あります、この時、公金から補助と称して飲食代を補填する場合も多々あります、一定程度は許せるとしている

が、本来は禁止にすべきです。そもそも、行事と飲食とは必要性の合理的な因果関係はあるのかということです。古来より先輩達から引き継がれて来た教訓「怪我と弁当は自分持ち」があります。本来は、飲食代は個人負担にするのは当然のことです。どのように合理的な説明をするかと言うのはあるが、本会規約の細則に明文化——例えば、飲食費一人当たり単価の10%以下、かつ上限は1,000円以下にする——すれば、良心の呵責に襲われること無く御馳走になれるというものです。

=====

ところで、私は普通免許を取得してから52年以上経ったが、交通安全協会を脱退してから20年以上経過しました。なぜなのか、図-5のと通りの交通安全協会に絡む公金横領などの不祥事が始まったからです。同会の幹部は警察関係のOB（同会は警察の天下り先）です、これでは人に対して安全啓発云々という資格はありません。免許更新の時、そのことを述べて入会を拒否して来ました。同会の事業がどれだけ社会貢献してしようと、会費の不正経理を私は許しません。インターネット上には、「交通安全協会存続の危機、会員離れどんどん進む」というような言葉で溢れています。

交通安全協会の専務理事と経理部長による横領

2003年2月、元松本署長で元県交通安全協会連合会専務理事、土屋仁（64）と同市川中島町今里、元県警厚生課長で元同連合会経理部長、赤羽兼雄（68）の2容疑者が業務上横領容疑で逮捕された。

2人は00年4月、同連合会会長名義の銀行口座から3回に分け計685万円を払い戻し横領した疑い。横領した金は自宅の改修などに流用されたとみられている。土屋容疑者は98年から01年9月まで専務理事、赤羽容疑者は94年から01年5月まで経理部長を務めていた。

同連合会は県警が所管する公益法人で、職員の多くが県警OB。昨年春、長野税務署の税務調査で「帳簿に不明朗な点がある」と指摘され、県警が調べていた。

このような不祥事に不感症になって、交通安全協会費を勧められるがままに何の門意識を持たずに搾取されている人は何と多いことか。

交通安全協会の総務課長 2億3000万円を着服

2002年6月、福井県交通安全協会の収入証紙販売など収益事業積立金のうち2億3000万円余りが使途不明となり、会計を担当する前総務課長（66）で元県警厚生課長が着服を認めた。（県警は、着服されたうち約600万円分だけを業務上横領の容疑とした）

同協会の運営は、免許更新時に県の収入証紙を販売することで得る手数料、運転免許証明写真の撮影料、同県運転者教育センターの食堂などの収益事業の利益、ドライバーから任意徴収する年5000円の会費、免許講習など県からの委託事業収入の三つが大きな柱。うち年会費は下部組織にほぼ全額が回り、収益事業積立金は職員の退職金などに充てられていた。

そういう性格がよもやの特殊詐欺にひっかかるのである。

交通安全協会：7年間に4億7千万円所得隠し

2002年3月、警察庁所管の財団法人「全日本交通安全協会」が東京国税局の税務調査によって、7年間に計約4億7000万円の所得隠しを指摘され、重加算税も含め約1億円が追徴された。

関係者によると、同協会は運転免許取得の講習などに使われるテキストを編集する際、専門家に監修料を支払ったようにみせかけて、架空経費を計上し、金をプールしていたという。プールした金は懇親会の資金に充てていたという。

交通安全協会の全国的不正経理

1998年6月、警察庁は26府県の交通安全協会が1997年3月までの3年間に申告漏れや無申告など税務上の問題があったことを発表した。千葉県交通安全協会連合会が約1億円の申告漏れを指摘された問題を受けて、全国の交通安全協会が税務処理を再点検して判明した。申告漏れなどの総額は9億円前後とみられ、追徴税額は約2億5000万円に上った。

警察庁発表によると、修正申告したのは福岡（追徴税額7120万円）、大阪（同3280万円）、京都（同1160万円）、宮城（同710万円）、山口（同30万円）——など17法人（追徴税額は計2億1330万円）。このほか5法人が国税当局から（同計2740万円）更正処分を受けた）。

図-5

(end)